

## 議長コラム

議長 上野 顕介



### 令和6年度予算が決まりました

まちの表情が春の陽気から新緑の芽吹きへ変わってきて、これから5月を迎えようかという時期ですが、本稿筆記時点では3月市議会定例会を終えたところです。毎年3月の市議会定例会は全国的に次年度の予算を審議することから「予算議会」とも通称されます。湖南省議会でも予算審議を終え、湖南省の予算が決まりました。

令和6年度の予算は一般会計が253億円となりました。前年度予算からは約30億円の増となり、これは過去最大規模の予算編成です。一方で、市税収入は本年度予算86億5千万円と前年度予算から1億4千万円減の見込みとなりました。つまり収入はやや減って支出は増えるという見込みになります。

ところで、収入が90億円弱で支出が250億円強ということに対して一般家庭の感覚からすると、どうやってやり繰りするの不思議なことだと思えます。

これを簡易に説明すると、国や県が必要と認める市の施策や事業については、その支出についての借金部分もありますが、国や県がかなりの部分を負担する仕組みになっています。

国や県の認める事業メニューから必要な順に市が選択していくこのような仕組みがあるから国の目指す方向性が全国の市町村に拡がっているといえます。私たちが日本全国同じような行政サービスが受けられるということであり、逆に言うとし町村ごとの大きな特色は打ち出しにくいということです。

市議会ではこのような背景を踏まえ、たうえで予算の審議・審査をしていることを紹介させていただきます。

# 3月議会定例会 議決結果

分類	議案名等	結果
条例	議案第8号 湖南省特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、施設の重要事項の書面提示の義務付けを見直し、書面提示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することとするため、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第9号 湖南省介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 第9期介護保険事業計画の策定に当たり算出した令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を改定するほか、介護保険法施行令等が改正されたことを受け、介護保険料の算定に関する事項等について、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第10号 湖南省消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等および消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正を行うもの。	◎
補正予算	議案第11号 令和5年度湖南省一般会計補正予算(第10号) 【歳入歳出】それぞれ5億2,024万6千円を減額 【補正後の額】235億8,282万円	◎
	議案第12号 令和5年度湖南省国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 【歳入歳出】それぞれ1億2,477万7千円を追加 【補正後の額】55億6,509万9千円	◎
	議案第13号 令和5年度湖南省国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号) 【歳入歳出】857万1千円を減額 【補正後の額】5億2,899万4千円	◎

分類	議案名等	結果
条例	議案第2号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例中の引用箇所について所要の改正を行うもの。	◎
	議案第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、指定地域密着型サービスの事業等の人員等に関する事項について、所要の改正を行うもの。	○
	議案第4号 湖南省職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第5号 湖南省長の給料月額の特例に関する条例を廃止する条例の制定について 令和2年の湖南省長選挙における政治資金問題に対し、市政の責任者として社会に影響を及ぼしたことから、市長の給料を減額するため、条例を制定した。市長の令和5年7月から同年12月までの給料を減額する条例は、その目的を果たしたため、廃止するもの。	◎
	議案第6号 湖南省文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について 湖南省文化ホールの使用時間を変更するため、所要の改正を行うもの。	◎
	議案第7号 湖南省放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 地域の実情に沿った柔軟なクラブ運営を可能とするため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準における職員体制の事項について、所要の改正を行うもの。	◎